

# 社長として必要な保障額の算定

社長の突然の死亡、このときスムーズな事業承継を行うために必要な保障額を、事前に計って保険に加入する必要があります。色々な考え方があるようですが、一般的には以下の方法で算出することが多いようです。

## ① 固定費…3カ月分～6カ月分

中小企業の場合、社長自らがトップ営業マンであることも少なくありません。こうした場合、社長の突然の死亡により売上が激減することも十分考えられます。例え、売上が無くても向こう数カ月の固定費や運転資金をまかなうだけの準備が必要です。

損益計算書の販売費および一般管理費の合計額に12分の6を乗じた金額の保証を用意すれば、取り合えず6カ月分の資金の準備が出来たことになります。

## ② 借入金の返済…借入金残額×2倍

定期保険の保険金を使って借入金の返済を行う場合、保険会社から払われる保険金は収入扱いになるため、半分は税金で無くなると考えておく必要があります。借入金残額の2倍の保障を用意することにより、保険金で借入金の全額返済が可能になります。①はストレートに損金になるので、6カ月分の固定費でしたが、借入金の返済は損金にならないため税金を考慮して2倍しています。

## ③ 社長への死亡退職金…損金算入限度額目いっぱい

社長の遺族のために準備する資金です。②と同じ収入にはなりますが、同金額を社長への退職金で経理するため2倍する必要はありませんが、事前に損金として認められる退職金の額を算定して、その範囲内で退職金を支給します。

一般に、最終の **役員報酬月額** に **在任年数** を乗じて、さらに **2～3の功績倍率** を乗じた額までは損金性がある金額と言われています。

【例】 最終月給 100万円 在任期間15年 功績倍率2.5の場合、  
 $100万 \times 15年 \times 2.5 = 3750万円$  を基本に考えます。

従って、必要な保障額 = ① + ② + ③ ということになります。